

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第4区分
 【発行日】令和2年4月23日(2020.4.23)

【公開番号】特開2018-196211(P2018-196211A)
 【公開日】平成30年12月6日(2018.12.6)
 【年通号数】公開・登録公報2018-047
 【出願番号】特願2017-96904(P2017-96904)
 【国際特許分類】

H 0 2 B 1/20 (2006.01)

H 0 2 B 3/00 (2006.01)

H 0 1 R 9/00 (2006.01)

【F I】

H 0 2 B 1/20 S

H 0 2 B 3/00 E

H 0 2 B 1/20 T

H 0 1 R 9/00 Z

【手続補正書】

【提出日】令和2年3月12日(2020.3.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

受配電回路に設けられた遮断部と前記遮断部を制御する制御部との間に配置され、前記制御部からの入力により前記遮断部を制御する制御回路が設けられた中継接続ユニットを備え、前記中継接続ユニットには、電源を確保するための電源接続用端子台と、信号導出のための信号導出用端子台と、前記制御回路を構築するための制御回路用端子台とが所定の長さを有する接続線によりそれぞれ接続されることを特徴とする受配電設備の中継接続装置。

【請求項2】

前記中継接続ユニットを設けるとともに前記遮断部を収納し前方面面に扉が設けられた盤体を備えたことを特徴とする請求項1に記載の受配電設備の中継接続装置。

【請求項3】

前記遮断部を制御する操作手段を有する制御部を前記扉に配置したことを特徴とする請求項2に記載の受配電設備の中継接続装置。

【請求項4】

前記中継接続ユニットを前記扉に配置したことを特徴とする請求項3に記載の受配電設備の中継接続装置。

【請求項5】

前記制御回路用端子台を前記扉に配置したことを特徴とする請求項3または請求項4に記載の受配電設備の中継接続装置。

【請求項6】

複数個の前記盤体を並べて配列し前記盤体における特定の盤体で配列全体の前記盤体に係る制御回路を構築するものにおいて、特定の前記盤体では前記制御回路用端子台を前記扉に配置するとともに、特定以外の前記盤体では前記制御回路用端子台を前記盤体の側面に配置したことを特徴とする請求項2に記載の受配電設備の中継接続装置。

【請求項 7】

前記電源接続用端子台と前記信号導出用端子台を前記盤体の側面に配置したことを特徴とする請求項 5 または請求項 6 に記載の受配電設備の中継接続装置。

【請求項 8】

前記中継接続ユニットに前記電源接続用端子台と前記信号導出用端子台と前記制御回路用端子台とを接続する接続線として、両端に線端コネクタ接続部を設けた専用線を採用し、前記専用線の一端に設けられた前記線端コネクタ接続部に対し前記中継接続ユニットに設けられた対応コネクタ接続部をコネクタ接続するとともに、前記専用線の他端に設けられた前記線端コネクタ接続部に対し前記電源接続用端子台と前記信号導出用端子台と前記制御回路用端子台に設けられた対応コネクタ接続部をそれぞれ各別の前記専用線でコネクタ接続することを特徴とする請求項 1 から請求項 7 までの何れか 1 項に記載の受配電設備の中継接続装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

この発明に係る受配電設備の中継接続装置は、受配電回路に設けられた遮断部と前記遮断部を制御する制御部との間に配置され、前記制御部からの入力により前記遮断部を制御する制御回路が設けられた中継接続ユニットを備え、前記中継接続ユニットには、電源を確保するための電源接続用端子台と、信号導出のための信号導出用端子台と、前記制御回路を構築するための制御回路用端子台とが所定の長さを有する接続線によりそれぞれ接続されることを特徴とするものである。